

受験資格及び受験資格証明書

受験資格一覧表に掲げる受験資格のいずれか一つに該当する方は受験できます。

なお、過去に社会保険労務士試験を受けたことがある方は受験資格一覧表「過去受験」の区分を参照してください。

(1) 受験資格一覧表

区分	受験資格コード	受験資格	提出書類（受験資格証明書）
学歴	0 1	学校教育法による大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学若しくは高等専門学校（5年制）を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者	次のいずれかとします。 (1)卒業証明書若しくは修了証明書又はその写し (2)卒業証書の写し (3)学位記の写し
	0 2	上記の大学（短期大学を除く）において62単位以上の卒業要件単位を修得した者	大学の成績証明書又はその写し
		上記の大学（短期大学を除く）において一般教養科目と専門教育科目等との区分けをしているものにおいて一般教養科目36単位以上を修得し、かつ、専門教育科目等の単位を加えて合計48単位以上の卒業要件単位を修得した者	
	0 3	旧高等学校令による高等学校高等科、旧大学令による大学予科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した者	次のいずれかとします。 (1)卒業証明書若しくは修了証明書又はその写し (2)卒業証書の写し
	0 4	前記01又は03に掲げる学校等以外で、厚生労働大臣が認めた学校等を卒業し又は所定の課程を修了した者（13・14頁参照）	次のいずれかとします。 (1)卒業証明書若しくは修了証明書又はその写し (2)卒業証書の写し ※ 外国語の証明書の場合は、全文を和訳した文書を添付してください。
	0 5	修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が、1,700時間（62単位）以上の専修学校の専門課程を修了した者	次のいずれかとします。 (1)「専門士」若しくは「高度専門士」の称号が付与されていることを証明する書面又はその写し (2)【試験センター様式】専修学校修了者受験資格証明書又はその写し
1 4	全国社会保険労務士会連合会において、個別の受験資格審査により、学校教育法に定める短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（各種学校等）	次の(1)～(3)の全てが必要です。 (1)卒業（修了）証明書又はその写し (2)成績（単位修得）証明書又はその写し (3)カリキュラム等又はその写し（修業年限、授業時間数、授業科目数、必要単位数等が記載されているもの）	
実務経験	0 8	労働社会保険諸法令の規定に基づいて設立された法人の役員（非常勤の者を除く）又は従業者として同法令の実施事務に従事した期間が通算して3年以上になる者	【試験センター様式】実務経験証明書又はその写し
	0 9	国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び行政執行法人（旧特定独立行政法人）、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して3年以上になる者	
		全国健康保険協会、日本年金機構の役員（非常勤の者を除く）又は従業者として社会保険諸法令の実施事務に従事した期間が通算して3年以上になる者（社会保険庁の職員として行政事務に従事した期間を含む）	
	1 1	社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法務弁護士共同法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して3年以上になる者	
	1 2	労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事（専従）した期間が通算して3年以上になる者	
会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含み、労働組合を除く。以下「法人等」という。）の役員として労務を担当した期間が通算して3年以上になる者			
1 3	労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する事務に従事した期間が通算して3年以上になる者		

※ 労働社会保険諸法令とは社会保険労務士法別表第1に掲げる法律を指します。

区分	受験資格コード	受験資格	提出書類（受験資格証明書）
試験合格	06	社会保険労務士試験以外の国家試験のうち厚生労働大臣が認めた国家試験に合格した者（14頁参照）	原則として、次のいずれかとします。 (1)合格証明書又はその写し (2)合格証書の写し
	07	司法試験予備試験、旧法の規程による司法試験の第一次試験、旧司法試験の第一次試験又は高等試験予備試験に合格した者	
	10	行政書士試験に合格した者	次のいずれかとします。 (1)合格証明書又はその写し (2)合格証書若しくは証票又は会員証の写し
過去受験	15	直近3年間に実施された社会保険労務士試験の受験票又は成績（結果）通知書を所持している者	直近3年間に実施された社会保険労務士試験の受験票又は成績（結果）通知書又はその写し
	16	社会保険労務士試験 試験科目の一部免除決定通知書を所持している者	社会保険労務士試験 試験科目の一部免除決定通知書の写し

(2) 受験資格及び受験資格証明書の留意点

共通

- ①受験資格証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、改姓したこと等を証明する戸籍個人事項証明書を添付してください。また、外国籍の方で受験資格証明書に通称名の記載がある場合は、通称名の記載があり、マイナンバーの記載のない住民票を添付してください（戸籍個人事項証明書及び住民票等の氏名に関する証明書は申込前3か月以内に発行されたものに限り。なお、複数ページある場合は全ページ必要です）。
- ②【試験センター様式】は社会保険労務士試験オフィシャルサイトからダウンロードできますのでご利用ください。
- ③受験資格証明書の文字及び証明印について、不鮮明なものや、欠けているものは受け付けられません。
- ④郵送申込みの場合、受験資格証明書で写しの提出が認められているものは、A4サイズで提出してください（縮小コピー可）。
なお、1枚の証明書を分割してコピーし貼り合わせたものは認められません。
- ⑤提出された書類は返却いたしません。

学歴

- ①専攻の学部・学科・コース等は問いません。
- ②卒業（修了）証明書等については、厳封されている場合でも受験申込者が開封・確認し、証明書のみを提出してください。

実務経験

- ①受験資格コード「08」、「09」、「11」、「12」、「13」をまたがっての従事期間の通算はできません。
- ②週の労働時間が一定の基準に満たない短時間労働者の場合は受験資格に該当しません。
- ③休職、休業期間は実務経験の期間から減算します。
- ④実務経験証明書の作成に当たっては、実務経験証明書裏面及び社会保険労務士試験オフィシャルサイトの記載例を参照してください。
- ⑤自衛官の方は実務経験証明書の項目のほか、所属部署ごとに階級を記載してください。
- ⑥労働組合の専従役員の方は実務経験証明書の項目のほか、専従役員であることと役職名を記載してください。
- ⑦法人等の労務担当役員の方は実務経験証明書の項目のほか、労務担当役員であることと役職名を記載してください。

試験合格

- ①提出書類（受験資格証明書）が不明な場合は事前に試験センターに確認してください。
- ②合格証明書の発行については各試験の実施団体にお問い合わせください。

過去受験

- ①受験資格証明書として「受験票」又は「成績（結果）通知書」を提出する方は、今回提出する「受験票」又は「成績（結果）通知書」に記載されている試験の回次、受験番号を受験申込書に記入してください。
- ②過去の受験票及び成績（結果）通知書を再発行することはできません。紛失されている場合は、「学歴」、「実務経験」、「試験合格」の区分の内から該当する受験資格証明書を提出してください。